

2. 主な行政相談と対応事例



* 問い合わせ * 貨物運送事業について

建設会社の中に特定建設業部門と貨物自動車運送部門があり、建設業部門の現場で使用したリース会社所有の重機を貨物自動車運送部門が返納運搬した場合は、運送業としての運搬扱いとなるのでしょうか？

また、リース会社がその会社の運送部門に運搬依頼した場合はどうでしょうか？

ご教示願います。



* 回答 *

貨物自動車運送事業法第2条第2項において、一般貨物自動車運送事業とは、「他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く)を使用して貨物を運送する事業」と定義されております。

ご質問の前段部分につきましては、荷主(他人)と貨物の運送にかかる契約を締結し有償で運送を行うものであるかによって、一般貨物自動車運送事業に該当するか否かの判断となりますが、この度のご質問の内容では運送依頼者(荷主)及び金銭のやり取り(契約内容)が不明であるため、正確なご回答はできかねます。

なお、当該建設会社の特定建設業部門から貨物自動車運送部門への運送依頼の場合は、同一法人の内部での依頼に止まることから他人の需要には該当しません。

ご質問の後段部分につきましては、当該建設会社がリース会社に依頼され、かつ貨物の運送にかかる契約を締結し有償で自動車を使用して運送した場合は、一般貨物自動車運送事業の定義に該当すると考えられます。

今後とも国土交通行政にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。



*** 問い合わせ ***
船員免許について

私は現在、20トン以上乙区域の漁船で機関部員として勤務しています。

この場合であれば、3年以上の乗船履歴をつければ3級機関の口述試験を受けられるのでしょうか？

また、今現在、免状は有していませんが、いきなり3級を取得する事は可能なのでしょうか？



*** 回答 ***

総トン数20トン以上の乙区域もしくは甲区域内において従業する漁船に3年以上機関の運転の職務をした履歴があれば、三級海技士(機関)の口述試験を受けることができます。

また、上記履歴があれば免状を受有していなくても可能です。

なお、三級海技士(機関)の免状取得には、筆記試験、身体検査に合格しないと口述試験は受けられませんので、ご理解ください。



*** 問い合わせ ***
スキー場のリフトについて

スキー場のリフトについて疑問があります。
幼児だけでリフトに乗ることは安全なのでしょうか。

スキー学校でリフト乗車する場合は、多少管理ができていますが、親の同乗が必要ではないのでしょうか。



*** 回答 ***

鉄道関係法令において、保護者の同伴を義務付けるものではありませんが、幼児のみでの乗車については、各事業者において一定のルールを定め、安全の確保に努めなければなりません。

今回のご意見があったことを考慮の上、安全運行を徹底するよう指導してまいります。